

佐久市観光協会公式ホームページ 広告掲載規程

(目的)

第1条 この規程は、佐久市観光協会公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ホームページ

佐久市観光協会（以下「協会」という。）が管理するホームページをいう。

(2) 広告

画像で表示された情報「バナー」により、広告掲載の許可を受けた者（以下「広告主」という。）の指定するウェブサイト等にリンクする機能を有するものをいう。

(3) 広告枠

広告を掲載するため「ホームページ」上に表示された区域をいう。

(広告の規格等)

第3条 広告主の対象は、佐久市観光協会会員とする。

2 広告枠は、「ホームページ」のトップページ等で、協会の指定する位置に置くものとする。

3 広告枠の数は最大10枠とする。

4 広告の規格は、原則として次の各号のとおりとする。

(1) 大きさは、縦84×横231ピクセルとする。ただし、画面のデザインに合わせるため、縦横比を変えずに縮小して掲載することができるものとする。

(2) 形式は、GIF又はJPEGとする。

(3) データ容量は、原則として20KB以内とする。

(4) 文字色と背景色のコントラストを充分に取り、文字が読みやすくなるように配慮する。

(5) 文字、イラスト等の解像度は適正な処理を行い、鮮明に見えるよう配慮する。

5 広告の禁止表現は、次の各号のとおりとする。

(1) 点滅、切り替え、反転などの動きのある表示

(2) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりするおそれがある表示（「閉じる」「キャンセル」等の表現、ラジオボタンなど）

(3) 実際には機能しない表示（入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニューなど）

(4) その他、広告の表現として適当でないと協会が認める表現

6 上記に定める内容は、協会事務局長の判断により変更することができるものとする

る。

(広告の基準)

第4条 広告の対象とするウェブサイトのうち、次の各号に該当し、またはそのおそれがあると認められるものについては、広告を掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの
- (3) 「ホームページ」の運営に支障をきたすもの
- (4) 人権その他の者の権利を侵害するもの
- (5) 政治性又は宗教性のあるもの
- (6) 意見広告など特定の主義主張を目的とするもの
- (7) 誇大な表現を含むもの、明示すべき事項を明示していないなど虚偽であるもの
- (8) 広告であること又は広告の内容が不明確であるもの
- (9) 広告主の名称、連絡先等が明示されていないなど、責任の所在が不明確であるもの
- (10) 個人の氏名を広告するもの
- (11) 不当な比較広告
- (12) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- (13) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するもの
- (14) その他、掲載する広告として適当でないと協会が認めるもの

(広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は、原則6ヶ月単位で12ヶ月間までとする。ただし、6ヶ月以上で、会計年度を超えない期間であれば、申し込みをできるものとする。

2 広告の掲載を開始する日(以下「広告開始日」という。)は、原則として当該広告を掲載する月の最初の営業日とする。営業日は協会の営業日とし、土曜日、日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日を除く日とする。

3 広告の掲載を終了する日(以下「広告終了日」という。)は、原則として当該広告を掲載する翌月の最初の営業日とする。営業日は協会の営業日とし、土曜日、日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日を除く日とする。

(広告掲載の募集方法)

第6条 広告は、書面及び「ホームページ」等により募集するものとする。

2 前項の規定による募集は、広告枠に空きが生じたときのほか、必要に応じて随時行うことができるものとする。

3 協会は、前項の規定により募集する場合は、広告主となり得る者等に対して書面を送付して案内することができるものとする。

(広告掲載の申し込み)

第7条 広告を希望する者は、別に定める様式1により協会長に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第8条 協会事務局長は、前条の規定により申し込みがあった場合は、第3条及び第4条の規定に基づき審査を行い、決定するものとする。

2 前項の審査において、第3条の規定で定めた枠数を超えて広告掲載の申し込みがあった場合は、掲載期間の総数の多いものを優先して選定することができるものとする。

3 前項の規定により申込者の順位の優劣を判断することができないときは、協会事務局による抽選により決定するものとする。

4 協会長は、前各項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、書面により当該申込者に通知するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 広告主は、広告原稿を第3条及び第4条の規定に基づき作成し、原則として広告開始日から起算して14日前の日までの協会が指定した日までに、協会が指定した場所に提出するものとする。

2 前項の規定により作成する広告原稿に関する経費は、広告主が負担するものとする。

3 協会は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が、第3条又は第4条の規定に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告掲載料)

第10条 広告の掲載料は、1枠あたり1ヶ月5,000円(消費税を含む。)とする。

2 上記に定める掲載料は、協会事務局長の判断により変更することができるものとする。

3 広告主は、前項の規定で定めた広告掲載料を、原則として広告開始日から起算して7日前までに、協会が発行する請求書に基づき一括で支払うものとする。ただし、広告開始日が4月の場合は、広告開始日から起算して20日以内に、協会が発行する請求書に基づき一括で支払うことができるものとする。

(広告掲載の方法)

第11条 協会は、第9条の規定により提出された広告原稿を、原則として広告開始日の午後5時までに掲載するものとする。

2 協会は、前項の規定により掲載した広告を、原則として広告終了日の午前9時以降に取り除くものとする。

(広告掲載の取り消し)

第 12 条 協会長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 第 9 条第 1 項の規定により定められた日までに広告原稿が提出されないとき
(2) 第 10 条第 3 項の規定により定められた日までに広告掲載料が支払いされないとき

(3) 第 3 条又は第 4 条の規定に反すると判断したとき

(4) 佐久市観光協会員でなくなったとき

2 協会長は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、当該広告主に対してその旨を通知するものとする。

3 前各項の規定により広告掲載を取り消した場合で、既に広告掲載料が支払いされているときは、広告の取り消しを通知した日の月の翌月以降の月にかかる広告掲載料を返還するものとする。

4 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さないものとする。

(広告掲載の取り下げ)

第 13 条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、別に定める様式 2 により協会長に申し出なければならないものとする。

3 前各項の規定により広告掲載を取り消した場合で、既に広告掲載料が支払いされているときは、広告の取り消しを通知した日の月の翌月以降の月にかかる広告掲載料を返還するものとする。

4 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さないものとする。

(広告掲載料の返還)

第 14 条 協会は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった日数に応じて、第 10 条第 1 項の規定により定めた広告掲載料に基づき、日割り計算により算出した金額を広告主に返還するものとする。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が 1 ヶ月単位につき 1 日未満の場合は返還しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる理由により、協会が「ホームページ」の運営を一時停止した場合は、その広告料を返還しないものとする。ただし、一時停止の期間が 2 日を超える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料を返還する。

(1) 機器等の保守又は工事を行う場合

(2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

3 前各項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さないものとする。

(広告の変更)

第 15 条 広告主は、広告の内容を変更することができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、別に定める様式 3 により協会にあらかじめ協議するものとし、第 9 条の規定に準じて広告原稿を作成し、提出するものとする。

3 前項の規定により提出された広告原稿の修正は、第 9 条第 3 項の規定に準ずるものとする。

(リンク先の変更)

第 16 条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して 7 日前までに、別に定める様式 3 により協会に届け出るものとする。

(広告主の責務)

第 17 条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先の、ウェブサイトの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為、その他の不正な行為を行ってはならないものとする。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第 18 条 この規程に定めのない事項について疑義が生じた場合は、協会と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第 19 条 この規程に定める広告掲載に関する訴訟は、長野地方裁判所に提訴するものとする。

(その他)

第 20 条 この規程に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、協会が別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

この規程は平成 27 年 2 月 2 日から施行する。